

令和6年4月12日

保護者の皆様

神石高原町立神石小学校

校長 田丸 栄

自然災害・気象警報発令等に伴う対応について（お知らせ）

平素より本校教育にご理解とご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本校では、自然災害・気象警報発令等に伴う「臨時休業等」の対応について、次のように規準を定めています。保護者の方には、趣旨をご理解の上、対応の際にはご協力をよろしくお願いいたします。

1 学校の臨時休業措置の判断について

神石高原中学校区の各校と連携・協議をし、児童の安全確保のために、次の4点の規準に基づき、学校長が判断し臨時休業を決定します。

- （1）午前6時の時点で、町内に避難指示（警戒レベル4）が発令されている場合
- （2）警報が発令され、且つ児童が通学することに危険が想定される場合
- （3）大雨・積雪等により、通学バスが運行されない場合
- （4）自然災害等により、学校及び周辺に被害が発生、又はその恐れがあり、児童の安全を確保する必要が生じた場合

2 臨時休業措置における連絡方法について

- （1）町告知端末を利用して、午前6時15分頃までに放送（ページング放送）します。
- （2）午前6時15分頃までに保護者メールにて連絡します。
- （3）上記で連絡が取れない保護者の方には、学校から電話連絡します。

3 その他

- （1）前日に警報が発令された場合や、自然災害等により、児童が登校することに危険が想定される場合は、前日であっても、ページング放送・保護者メールにて連絡することがあります。
- （2）下校時に、警報が発表された場合は、対応を協議して対処します。
- （3）午前6時の時点で警報が発令されていても、ページング放送・メール配信がなければ、学校は通常通り行います。
- （4）通常通り学校がある場合でも、自宅周辺が危険な場合は、無理をせず安全確保のために欠席させてください。（その場合、「欠席」扱いにはなりません。）
- （5）町営路線バスが一部停止した場合でも校区内のスクールバスが通常通り運行できる場合は、学校は通常通り行います。